

海外市場開拓支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という）は、県内に所在する中小企業者の国際進出を促進するため、海外見本市等へ出展し海外市場の開拓に取り組む中小企業者又は中小企業者グループに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び第2項に規定する創業者をいう。

2 この要項において、中小企業者グループとは、前項に規定する中小企業者3者以上から構成される集団をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、前条の中小企業者又は中小企業者グループが海外の見本市等へ出展する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象事業における補助対象経費は、別表に掲げる経費のうち財団理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助率等)

第5条 補助率は補助対象経費総額の2分の1以内とし、補助金交付額は100万円以内とする。ただし、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という）が補助事業について、国庫補助金を受ける場合は、補助率は、補助対象経費総額から当該国庫補助金を控除した額の2分の1以内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、理事長にその指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 事業内容の詳細及び事業に係る経費の積算根拠がわかる書類
- (4) 最近2か年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し
- (5) 最近2か年分の法人税又は所得税申告書の写し
- (6) 和歌山県税の納税証明書（未納がないことを証明するもの）

※中小企業グループで申請する場合は全構成者のもの

- (7) 会社概要

- 2 補助金の交付を申請するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第7条 理事長は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査するとともに、選定の可否及び補助金額について、財団において設置する審査会に諮るものとする。

- 2 理事長は、前項の結果に基づき、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助申請者に交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の交付決定に当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 理事長は、前条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 理事長は、第2項の交付決定に当たっては、補助金の額の千円未満を切り捨てるものとする。
- 6 理事長は、第2項の交付決定に際しては、交付規則第7条の規定に基づき次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 補助事業に要する次のいずれかに該当する場合には、速やかに理事長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更（補助事業に要する経費の20%未満の減少となる内容の変更を除く。）する場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分を変更（各経費区分の相互間におけるいずれか低い額の20%未満の配分の変更を除く。）する場合
 - ウ 補助事業を中止又は廃止する場合
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。
 - (4) 国庫補助金等の交付決定額等に変更が生じた場合は、速やかに申し出ること。

（補助金の交付の除外要件）

第7条の2 理事長は、補助申請者（法人にあつては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者（以下、「暴力団関係者等」という。）に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当する場合は、交付決定を行わないことができる。

（申請の取下げ）

第7条の3 補助事業者は、第7条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 補助事業者は、第7条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助事業着手前に補助事業を実施しないことを決定した場合には、速やかに申請の取下げをしなければならない。

3 前2項の申請の取下げは交付申請取下げ書（別記第5号様式）を理事長に提出することにより行い、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の内容又は経費の配分等の変更）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容、経費の総額又は配分の変更をしようとするときは、速やかに交付規則第14条に規定する補助事業の（内容、経費総額又は配分）の変更承認申請書（別記第6号様式）に変更事業計画書及び変更収支予算書を添付して理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の承認には必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

3 第1項ただし書きに規定する軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助事業に要する経費の20%未満の減少となる内容の変更をする場合

(2) 第6条に定める収支予算書の支出内訳の表に掲げる経費区分の相互間におけるいずれか低い額の20%未満の経費の配分の変更をする場合

4 理事長は第1項の申請に対し、承認事項を承認すべきと認めるときは、その旨を内容変更承認通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに交付規則第15条に基づく補助事業の中止承認申請書（別記第8号様式）又は廃止承認申請書（別記第9号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の中止承認申請があり、承認したときは、その旨を通知するものとする。この場合、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

3 理事長は、第1項の廃止承認申請があり、承認したときは、その旨を通知するものとする。

4 前2項の通知は、中止（廃止）決定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

（補助事業遅延等の報告）

第9条の2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書（別記第11号様式）を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第9条の3 補助事業者は、理事長の求めがあれば補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（別記第12号様式）を提出しなければならない。

2 理事長は、補助事業の遂行状況を確認するため、必要に応じて現地調査を行うことができる。

（補助事業遂行の義務）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意を持って補助事業を行わなければならない、また補助金を他の用途へ使用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業を行うに当たり、暴力団関係者等と契約を締結してはならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から20日を経過した日又は翌年度の4月1日のいずれか早い日までに、規則第16条に規定する実績報告書（別記第13号様式）に次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記第14号様式）
- (2) 収支決算書（別記第15号様式）
- (3) 事業成果の詳細がわかる書類の写し
- (4) 経費の支出根拠となる書類の写し

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

（是正のための措置）

第12条 理事長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

2 前項の規定は、第9条の2及び第9条の3の報告があった場合にも準用する。

3 補助事業者は、前2項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告をしな

なければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 理事長は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第16号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 理事長は、前項の交付すべき補助金の額の確定にあたっては、確定額の千円未満を切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付規則第19条に規定する補助金交付請求書（別記第17号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 理事長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、第7条の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が、第7条の2に規定する補助金の交付の除外要件に該当することが判明したとき。
- (5) 補助事業者が、第10条第2項の規定に違反したとき。
- (6) 補助事業者が、第12条第1項及び第2項の命令に従わないとき。
- (7) 補助事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者へ交付決定取消通知書（別記第18号様式）により通知するものとする。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 理事長は、前条の規定により取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 理事長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- 3 前2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 4 理事長は、第1項の返還の命令に係る補助金の交付決定の取消しが交付規則第20条第2項の規定に該当する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により前項の期限を延長し、又は返還の命令の全部もしくは一部を取り消すことができる。
- 5 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定報告書(別記第19号様式)により遅滞なく理事長に報告しなければならない。
- 6 理事長は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 7 前項の規定については、第4項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の公表)

第18条 理事長は、補助金の交付を受けて実施した補助事業の内容について、企業名・住所・補助金額・成果等をホームページ等により公表することができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月14日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

この要綱は、平成27年5月29日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費

経費区分	内 容	説 明
会場整備費	小間料	展示会等への出展に係る小間料
	会場装飾料	展示会等への出展に係る会場装飾等に要する経費
	借料及び損料	展示会等で必要となる備品等の借上に要する経費
その他	印刷製本費	展示会等で配布するパンフレット等の印刷に要する経費（展示会等の来場者に相当する数量を上限とする）
	翻訳料	上記パンフレット製作に係る翻訳に要する経費
	メディア料	展示会のメディア広報に要する経費
	通信運搬費	展示品等の輸送に要する経費
	保険料	展示品等の輸送に係る保険加入に要する経費
	登録料	展示会への登録に要する経費
	通訳料	展示会開催中に必要となる通訳に要する経費

※ 上記以外の経費（企業の役職員の旅費等）は補助対象外とする